南風原町青年等就農計画（認定新規就農者）制度申請の要件等について

令和３年４月２０日

南風原町役場産業振興課

１．申請者の要件

ア　南風原町において新たに**農業経営を営もうとする青年等及び農業経営を開始して５年以内の**青年等。町内に農用地を所有しない者及び住所を有していない者を含む。

イ　農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ**年間農業所得175万円以上年間総労働時間1,200時間以上**とする。

ウ　**10a以上の農地の所有権又は利用権設定等を有する**青年等。認定後に農地を確保する者は、農地の所有権又は利用権設定等の**取得が確実**な青年等。

２．青年等の範囲

ア　青年（原則**１８歳以上４５歳未満**）

イ　知識・技能を有する者（**６５歳未満**）

※知識・技能の範囲に関しては産業振興課（☎889-4163）までご相談ください※

ウ　上記アまたはイに掲げる者が役員の過半を占める法人

※農業を開始してから一定期間（５年）以内の者を含む、認定農業者を除く。

３．留意事項

ア　青年等の年齢は、農業経営の開始時の年齢で判断する。

イ　法人は、登記日における役員の年齢で判断する。

ウ　複数市町村にまたがる経営で認定を希望する場合は、**それぞれの市町村で認定**

エ　夫婦等共同申請も可能（同一世帯かつ**家族経営協定等の締結と遵守**）

４．有効期間

ア　青年等就農計画の有効期間は、計画を認定した日から起算して5年とする。

イ　既に農業経営を開始した青年等は、経営開始から5年を経過した日

ウ　計画変更した場合でも、変更前の有効期間となる。